## 宮城県告示第858号

グリーン購入促進条例(平成18年宮城県条例第22号)第14条第1項の規定により,宮城県グリーン製品の認定基準を次のように定め,平成十八年八月一日から施行する。 平成18年8月1日

最終改正令和3年3月31日宮城県告示第287号 宮城県知事 村 井 嘉 浩

1 天通金年 特別管理一般廃棄物(廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。)第2条第3項に規定する特別管理一般廃棄物をいう。)及びこれによって汚染された物,特別管理産業廃棄物(同法第2条第5項に規定する特別管理産業廃棄物をいう。)及びこれによって汚染された物 並びに放射性物質及びこれによって汚染された物を原材料として使用していないこと。 2 認定対象製品区分ごとの基準

	B 取県グリーン製品の認定対象製品 認定対象製品区分	ムガ	どの認定基準は、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる基準とする。	認 定 基 準		
製	₩U/C/11 ØNÆKHH K-/J	製	環境配慮基準			抗菌剤及び
品区分	製品類型	造場所	環境負荷低減に関する基準	有害物質に関する基準	性能基準	難燃剤の使 用基準
省エネ等製品	日本環境協会が定めるエコマーク商品類型をいう。以下この表	マーク商品類型(財団法人 環境協会が定めるエコマー 品類型をいう。以下この表 いて同じ。)に該当するも			1 質産機林れある甲屋 農木は関いなる日間で産業材をいる日間である。日間では、1 はしているに、1 はしているに、1 は、1 は、1 は、1 は、1 は、1 は、1 は、1 は、1 は、1 は	コマークの環境に準にでいる。
リサイクル製品	エコマーク商品類型に該当する もの	宮城県内	次のいずれかの基準に適合していること。 1 当該製品に使用されている循環資源が、製品重量の45%以上であり、該当するエコマーク商品類型に定められた使用割合に適合していること。 2 当該製品に使用されている循環資源が、製品重量の45%以上であり、該当するエコマーク商品類型に定められた使用割合の70%以上を使用し、かつ当該循環資源の全使用重量のうち県内で発生した循環資源が50%以上であること。 3 当該製品に使用されている循環資源が製品重量の10%以上であり、当該製品の年間販売重量に対して県内で発生した循環資源が1000トン以上含まれていること。	1 該当するエコマーク商品類型の環境に関する基準のうち、有害物質に係る基準であって、その定量的なものに適合していること。(当該エコマーク商品類型において環境に関する基準として区分されていない場合には、相当する基準に適合していること。) 2 土壌と接し、又は混合して使用される製品(次項に掲げるものを除く。)であって1の基準に適合しないものについては、次のいずれの基準にも適合していること。(1)製品について、土壌の汚染に係る環境基準(平成3年環境省告示第46号)別表に掲げる基準及び土壌汚染対策法施行規則(平成14年環境省令第29号)別表第5に掲げる基準及び土壌汚染対策法施行規則(平成14年環境省令第29号)別表第5に掲げる基準に適合していること。(2)原材料として汚泥、焼却灰、ばいじんを使用している製品については、ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁(水底の底質の汚染を含む。)及び土壌の汚染	世界では、 はが出て 掲場め合管 こ 2 格、定質い 3 げ合たし理と でいす自にと及格、規分われて は対していた適質る をはずらによびが自格なれて は対していた適質る はが出て 掲場め合管 こ をはずらによびが自格なれて はが出る 3 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	٤.
		宮城県外	次のいずれかの基準に適合していること。 1 当該製品に使用されている循環資源が、製品重量の45%以上であり、該当するエコマーク商品類型に定められた使用割合に適合しており、当該循環資源の全使用重量のうち県内で発生した循環資源が50%以上であること。 2 当該製品に使用されている循環資源が,製品重量の10%以上であり、当該製品の年間販売重量に対して県内で発生した循環資源が1000トン以上含まれていること。	○ 対象による人気の分案、所質の内観(水点の息質の分案を含む。) ない上級の行業に係る環境基準について(平成11年環境省告示第68号)に掲げる環境基準のうち土壌の汚染に係る環境基準に適合していること。 (3) 原材料として汚泥、焼却灰、ばいじんを使用している製品については、原材料について、金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める省令(昭和48年総理府令第5号)に適合していること。 3 宮城県建設汚泥再生利用指針第3に規定する建設汚泥処理土であって、1の基準に適合しないものについては、宮城県建設汚泥再生利用指針第4に規定する安全性の確認方法により確認されていること。		
	エコマーク 品類型1 組がるものを除く。)	宮城県内	次のいずれかの基準に適合していること。 1 当該製品に使用されている循環資源が、製品重量の60%以上であること。 2 当該製品に使用されている循環資源が、製品重量の45%以上であり、当該循環資源について県内で発生した循環資源を80%以上使用していること。 3 当該製品に使用されている循環資源が、製品重量の10%以上であり、当該製品の年間販売重量に対して県内で発生した循環資源が1000トン以上含まれていること。	次のいずれの基準にも適合していること。 1 製品について、土壌の汚染に係る環境基準別表に掲げる基準及び土壌汚染対策法施行規則別表第5に掲げる基準に適合していること。 2 原材料として汚泥、焼却灰、ばいじんを使用している製品については、ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁(水底の底質の汚染を含む。)及び土壌の汚染に係る環境基準についてに掲げる環境基準のうち土壌の汚染に係る環境基準に適合していること		使用しないこと。
	類型に該当しな	宮城県外	次のいずれかの基準に適合していること。 1 当該製品に使用されている循環資源が、製品重量の60%以上であり、当該循環資源の全使用重量のうち県内で発生した循環資源が50%以上であること。 2 当該製品に使用されている循環資源が、製品重量の10%以上であり、当該製品の年間販売重量に対して県内で発生した循環資源が1000トン以上含まれていること。	こ。 房材料として汚泥,焼却灰,ばいじんを使用している製品については,原材料について、金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める総理府令に適合していること。		
	いものの 品類型 型 2	宮城県内	次のいずれかの基準に適合していること。 1 当該製品に使用されている循環資源が、製品重量の60%以上であること。 2 当該製品に使用されている循環資源が、製品重量の45%以上であり、当該循環資源の全使用重量のうち県内で発生した循環資源が80%以上であること。 3 当該製品に使用されている循環資源が,製品重量の10%以上であり、当該製品の年間販売重量に対して県内で発生した循環資源が1000トン以上含まれていること。	宮城県建設汚泥再生利用指針第4に規定する安全性の確認方法により確認されていること。		
		宮城県外	次のいずれかの基準に適合していること。 1 当該製品に使用されている循環資源が、製品重量の60%以上であり、当該循環資源の全使 用重量のうち県内で発生した循環資源が50%以上であること。 2 当該製品に使用されている循環資源が、製品重量の10%以上であり、当該製品の年間販売 重量に対して県内で発生した循環資源が1000トン以上含まれていること。			
	製 おからを原材料とした 食品 類	県内宮	当該製品に使用されているおからが、製品重量の90%以上であること。			
	2 3		当該製品に使用されているおからが、製品重量の90%以上であり、当該おからの全使用重量の うち県内で発生した循環資源が50%以上であること。			